

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	拡声機による暴騒音の規制に関する条例	公 布 日	平成5年3月26日
条例番号	平成5年三重県条例第1号	直 近 改 正 日	平成17年10月21日
所管部局課	警察本部警備部警備第一課	電 話 番 号	059-222-0110(5716)
条例の概要	地域の平穩を保持し、もって公共の福祉の確保に資するため、県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用を規制するために必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	条例制定後においても県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用は継続的に行われており、地域の平穩を保持し、公共の福祉の確保に資するには、拡声機の使用を規制することは必要であることから、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	拡声機の使用による暴騒音が生ずる可能性がある以上、地域の平穩を保持し、公共の福祉の確保に資するため、今後も公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例の規定に基づいて、違反行為の取締り等を行っている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	条例の規制対象は、45都府県における類似する条例と同様、県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用と規定しており、条例第2条で、公益性、必要性、緊急性が高く公共的性格が強い拡声機の使用は、条例の適用除外としており過度な規制とはなっていない。また、この条例の適用に当たっては、憲法に規定する基本的人権の尊重、国民の権利を不当に侵害しないよう配慮義務を課して慎重を期している。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法第14条第2項及び第3項の規定により、条例で定める必要がある。
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第14条第2項及び第3項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	本県はもとより、他の都府県の類似条例においても、憲法、その他法令違反とされた判例はない。
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例に規定された手続どおり執行している。
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的に資するため、必要な規制を規定し、その規制の実効性を担保する規定を定めており、整合が図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	拡声器による暴騒音の規制に必要な事項を定めており、一部でも廃止した場合は、適正な規制ができなくなる。

効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であつて、廃止すべき規定はない。	はい	条例で、規制に関して一連の必要な事項、手段を定めており、廃止すべき規定はない	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であつて、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用を規制することとしており、工場、事業所、建設工事、自動車等の騒音を規制対象としている騒音規制法とは規制対象が異なっており、重複はない	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	全ての県民に及び効果を確保するために、必要最小限の規制を行っているものであり、その配分は適正である。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	地域の平穏を保持し、公共の福祉の確保に資するために必要な規制を行っているものであり、その効果は全ての県民に及び、	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	拡声機による騒音を生じさせる者に限定されるが、地域の平穏を保持し、公共の福祉の確保に資するため、必要性は認められる。	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
			無	無
	改正・廃止の必要はない			
	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はない			